

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人柿木村福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。 ・ 招集手続を経ることなく理事会を招集する場合は、理事及び監事全員の同意を得ること。 ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和5年6月2日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>なお、前回は文書指摘しており、その際、貴法人は、「今後、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、在任監事の過半数の同意を得た上で行う。このとき、監事の同意の事実を「監事選任案に関する同意書」により確認できるよう、これを備え置く。」と回答しているので必ず改善すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	
2	<p>令和5年6月19日開催の理事会について、招集手続を経ることなく開催していたが、理事及び監事の全員の同意を得ていなかった。</p> <p>については、招集手続を経ることなく理事会を招集する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ること。</p> <p>なお、全員の同意については、書面又は口頭でも差支えないが、口頭による同意の場合には、当該理事会の議事録に同意があった旨を記録して残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第2項)</p>	
3	<p>理事から借入金を行っているが、当該借入に係る理事会決議において、利害関係を有する理事が理事会の決議</p>	

	<p>に参加していた。 ついては、議決に加わることができない利害関係を有する理事を除いた上で、当該借入に係る決議を改めて行うこと。</p> <p>(法第45条の14第4項及び第5項)</p>	
4	<p>貴法人の経理規程において、リース取引における利息相当額の各期への配分方法は、利息法又は定額法と規定されているにもかかわらず、リース債務から利息相当額が控除されていなかった。</p> <p>ついては、計算書類と経理規程の整合性を図ること。 なお、前回も口頭指摘しているので必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い8)(経理規程第51条)</p>	